

おあわせ物語

個人年金保険(2018)

モデルプラン

老後の準備はこれからという方へ

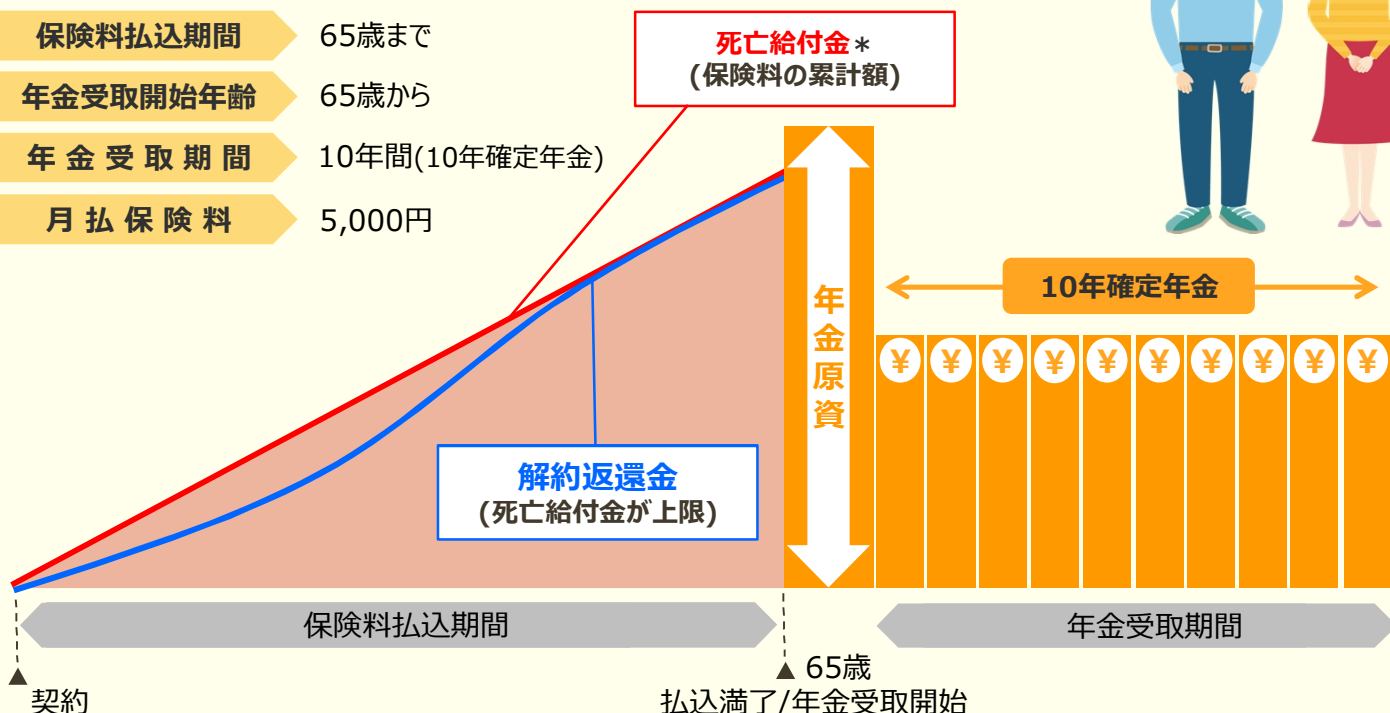
「はじめての年金」として 年金受取期間が65歳から10年間のプラン

公的年金は原則65歳から受け取れますが、ゆとりあるセカンドライフを過ごすために、月々5,000円からご準備できる、個人年金保険への加入を検討しませんか？

<契約例>

65歳まで払い込んで65歳から受け取る

- 保険料払込期間 65歳まで
- 年金受取開始年齢 65歳から
- 年金受取期間 10年間(10年確定年金)
- 月払保険料 5,000円



月払保険料(口座振替)・年金額・返還率の例表

被保険者	契約年齢	月払保険料	保険料の総額(a)	65歳からの年金額	10年間の年金受取総額(b)	返還率(b/a)
男性	25歳	5,000円	240万円	25.34万円	253.4万円	105.58%
	30歳	5,000円	210万円	22.01万円	220.1万円	104.80%
	35歳	5,000円	180万円	18.72万円	187.2万円	104.00%
女性	25歳	5,000円	240万円	25.34万円	253.4万円	105.58%
	30歳	5,000円	210万円	22.00万円	220.0万円	104.76%
	35歳	5,000円	180万円	18.72万円	187.2万円	104.00%

ご意向に応じて柔軟に設計ができます

保険料払込期間

最短で5年から選べます。

年金受取開始年齢

10歳～90歳の範囲で選べます。

年金受取期間

5年・10年・15年いずれかの確定年金から選べます。

- ・確定年金は、定められた年金受取期間中、毎年年金を受け取れます。
- ・契約年齢等によって、選択できる保険料払込期間や年金受取開始年齢に所定の制限があります。

・解約すると多くの場合、受取金額が保険料の累計額を下回ります。

\* 被保険者が年金支払開始日前に死亡したときは、保険料の累計額を死亡給付金としてお支払いします。

この資料は2018年4月時点の商品(特約)の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。検討にあたっては「保障設計書(契約概要)」など所定の資料を必ずお読みください。また、契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」 「ご契約のしおり」「約款」を必ずお読みください。

# 「個人年金保険料控除」をご存知ですか？

個人年金保険料控除  
の対象となる  
給与所得者の方へ

個人年金保険料を毎月5,000円  
支払った場合の年間税額軽減額（目安）

年間収入 (給与)	年間税額軽減額（目安）		
	所得税	住民税	合計額
300 (万円)	1,750 (円)	2,800 (円)	4,550 (円)
500	3,500	2,800	6,300
700	7,000	2,800	9,800

※上記記載の金額は下記前提で計算したものであり、お客さま個々の状況によって異なります。

※既に個人年金保険料控除を受けている契約がある場合、記載の目安金額とはなりません。

※個人年金保険料税制適格特約付加の場合の試算です。

※個人年金保険料税制適格特約(S60)を付加することで、個人年金保険料控除を受けることができます。

ただし、個人年金保険料控除が受けられるのは保険料払込期間中に限ります。

※個人年金保険料税制適格特約(S60)を付加するためには、保険料払込期間が10年以上であること、年金の種類が確定年金の場合、年金支払い開始日の被保険者の年齢が60歳以上であり、かつ、年金支払期間が10年以上であることなど一定の条件を満たす必要があります。条件を満たさない場合、特約を付加できない場合があります。

※税務の取り扱いについては、2018年4月現在の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。

変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。

詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

## ★計算の主な前提

- ・会社員(独身)の場合
- ・所得控除は社会保険料控除・生命保険料控除・基礎控除のみを適用しています。
- ・社会保険料控除額は、年間給与に賞与4か月分(夏・冬各2か月分)を含むものと仮定し、2018年4月時点における厚生年金保険料率9.091%・健康保険料率4.98%(協会けんぽ・東京都)の各本人負担率にて算出しています。  
なお、通勤手当等や介護保険料・雇用保険料は考慮していません。
- ・復興特別所得税は考慮していません。また、住民税の軽減額は所得割を標準税率10%として算出しています。
- ・2012年1月1日以後に締結した契約の場合

<引受保険会社>

## 第一生命保険株式会社

〒100-8411  
東京都千代田区有楽町1-13-1  
電話(03)3216-1211(大代表)

©第一生命ホームページ <http://www.dai-ichi-life.co.jp/>

お届けしたのは・・・

(登) C18P0048(2018.5.8)